

令和2年6月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和2年6月12日（金）
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	令和2年6月12日（金） 午前9時03分
閉 会 日 時	令和2年6月12日（金） 午後1時48分
委 員 長	羽鳥 健
委 員 会 出 席 委 員	
委 員 長	羽鳥 健
副 委 員 長	金子 裕太
委 員	菅野 博子 大塚 佳之 野本 恵司 永沼 博昭
委 員 会 欠 席 委 員	なし
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 5 5 号	鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第 5 6 号	鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決
第 5 7 号	鴻巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 5 8 号	令和 2 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 5 9 号	令和 2 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決

委員会執行部出席者

（市民生活部）

市民生活部長 清水 洋
 市民生活部副部長 関口 泰清
 自治振興課長 伊藤 正一
 市民生活部参事兼
 危機管理課長 小川 哲夫
 市民課長 新井 隆司
 市民課副参事 川又 敦子
 国保年金課長 野口 豊和

（環境経済部）

環境経済部長 飯塚 孝夫
 環境経済部副部長 外島洋志男
 環境課長 大島 和之
 環境課副参事 長澤 和弘
 農政課長 山崎 淳一
 農政課副参事 藤村 弥
 環境経済部副部長兼
 農業委員会事務局長 堀越 延年
 商工観光課長 清水 健紀
 環境経済部副部長兼
 道の駅整備プロジェクト
 高阪 清
 道の駅整備プロジェクト課長
 秋山 信行
 吹上支所副支所長 吉田 勝彦
 川里支所副支所長 加藤 勝美

書 記 岡崎 夏子
 書 記 中島 達也

(開会 午前9時03分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。菅野博子委員と野本恵司委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第55号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例、議案第56号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第57号 鴻巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、議案第58号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)うち本委員会に付託された部分、議案第59号 令和2年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の議案5件であります。これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。審査は全て議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思えます。委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時05分)

◇
(開議 午前9時06分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第55号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(市民課長) 改めましておはようございます。それでは、議案第55号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の改正により、令和2年5月25日に通知カードが廃止されることに伴い、通知カードに係る再交付手数料を廃

止するための改正を行うものであります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（永沼）ただいまのご説明のとおり、令和2年5月25日に通知カードの新規発行等の手続が廃止になって、通知カードの再交付もなくなるということでございますが、今後、この通知カード、現在持っているこの通知カードで何ができて、何ができなくなるかというのをちょっと伺います。

（市民課長）では、お答えいたします。

国がマイナンバーをお知らせするために平成27年10月から各自宅へ郵送された通知カードが転居時等における記載事項の変更の手続が住民及び市町村職員の双方に負担となっておりまして、見直しを求める要望があったことや社会のデジタル化を進める観点から、紙製のカードから公的個人認証の電子証明書が搭載されましたマイナンバーカードへの移行を早期に促していく観点から、本年5月25日で廃止となりました。今後、通知カードでできなくなることでございますが、通知カードの新規発行、再交付及び住所、氏名等記載事項変更等ができなくなります。例えば氏名、住所、生年月日等変更があった場合、お持ちの通知カード、マイナンバーを証明する書類としてできなくなります。マイナンバーを証明しなければならない場合には、マイナンバーカードを取得していただくか、またはマイナンバーが記載された住民票の写しを取得することによって証明が可能となります。できることについてですが、5月25日以降もこういった氏名、住所等、その他の記載事項に変更がない、そういった場合にありましては引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できることとなります。

以上でございます。

（永沼）次に、この通知カードを紛失した場合ですけれども、そのような場合はどのような対応をされるのか伺います。

(市民課長) では、お答えいたします。

通知カードを紛失や焼失等した場合、まず市への届出が必要となります。今回、通知カードが廃止されたことにより、令和2年5月25日以降、通知カードの新規発行、再交付はできません。マイナンバーを証明する場合は、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、マイナンバーカードを取得していただくか、またはマイナンバーの記載された住民票の写しを取得していただくこととなります。マイナンバーカードを取得するのに必要な交付申請書、これにつきましては市役所の市民課、吹上、川里両支所の窓口で申請できることとなります。

以上です。

(永沼) 今現在個々人が持っている通知カードについて、そんなに必要性がないような感じにちょっとご説明の中で思うのですけれども、通知カードそのものを紛失というよりも、自分で処分してしまった場合、その場合はどういうふうになるのでしょうか。

(市民課長) そうした場合には紛失届というのを、先ほどの答弁繰り返しとなりますけれども、出していただいて、今後マイナンバーカードを取得するに当たって、そういったものが必要になってきます。ただ、紛失等によってマイナンバーカードつくることと引換えにはなるのですけれども、その交付申請書と、あとはスマホですとかパソコンでも取得することができますので、その辺についてはもしなくなったとしてもそういった対応できますので、そちらで対応させていただきたいと思います。以上です。

(永沼) 次に、5月25日から通知カードの新規発行とか再発行できなくなるということになりますので、市民への周知方法についてどのようにされるのか、教えてください。

(市民課長) お答えいたします。

市民への周知なのでございますけれども、まず「広報かがやき」の5月号におきまして、マイナンバーの通知カードが廃止されますといった題目で、廃止日、それから廃止によりできなくなること、それからマイナンバーカード取得の啓発、これらの記事を掲載いたしました。それから、市のホ

ホームページ上で同様な掲載をいたしまして、市民への周知、また窓口にいらっしゃった方にそういった啓発等をしてやったということがあります。

以上でございます。

（大塚） それでは、何点か伺います。

本来全員に届いていると思われる通知カードではありますが、今現在、市民の皆さんには全員届いているという認識でいいかどうか、その点はいかがでしょうか。

（市民課長） 通知カードの配達状況についてお答えいたします。

通知カードは、平成27年の10月から地方公共団体情報システム機構、いわゆるJ-LISと呼んでおりますけれども、これに全国でその当時5,400万世帯、本市においては約4万7,900世帯、当時の人口ですと11万9,200人分、これが簡易書留郵便として配達されました。また、出生等により住民票に記載されて、新たにマイナンバーが付番された方については、令和2年の5月25日の廃止までに約4,400人分が配達され、合計約12万3,600人分の通知カードが交付されております。また、不在等により配達できず、郵便局に一定期間保管した後、市のほうに返却された通知カードというのは当然でございます。これについては、令和2年5月末現在でおおよそ200通ございました。これらについては、市に返還された通知カードは平成30年度に勧奨通知を出して、再度受け取るようにということで促しをしております。

以上でございます。

（大塚） 今の答弁ですと、100%の皆さんには手元に届いていないだろうなというのが感じられるのですが、この通知カードを受け取らない、あるいは不在も含めてその理由の中で、これこれという確たる理由があって受け取らない。たまたま自宅にいない状態、例えば医療機関等へ含めていない時期が長かったとか、そういう方もいらっしゃると思うのですが、こういう理由で私は受け取らないのだという方がいたのかどうか、その点分かりましたらお答えください。

（市民課長） 先ほどのご質問についてお答えいたします。

確たる証拠という、証拠というか、受け取らない理由というのは、直接はないのですけれども、ある一部のお客様だと必要性がないので要らないよとか、そういったお話は聞くのですけれども、あと委員がおっしゃったような家にいない、転居してそのまま不在になってしまったとか、そういった方が多いというのが返却されて、取りに来られていない方、あとは既にマイナンバーカードを取得するとかいうので、もう要らないよというような方もいらっしゃるというような推測になります。

以上です。

（大塚）関連して、最後の質問ですが、例えば先ほどの質問者の中で、なくしてしまった場合については市に届出をするという答弁がありました。同じように残念ながら亡くなった方等もこの間いらっしゃるわけで、その場合はその通知カードは市に戻すというふうな手続が必要だったのかどうか、この点はいかがでしょうか。

（市民課長）特にそういった規定はございませんので、必ず戻さなくてはならないということはありません。ですので、亡くなった方ですとか、お持ちになる方というのも当然いらっしゃいますけれども、全員の方がお持ちになるわけではございません。

以上です。

（大塚）続いて、通知カードの廃止というのをちょっと調べてみましたら、別の法律が出てまいりまして、デジタル手続法というのがどうも関連があるというふうな表記がされておりました。どこの部分がいわゆる関連性があるのか、その因果関係が分かれば簡単にお答えいただきたいと思います。

（市民課長）お答えいたします。

このデジタル手続法なのですけれども、これは令和元年の5月24日に成立しまして、同年5月31日公布された長い法律の名前なので、これの正式名称を申し上げますと、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律というような、これがいわゆるデジタル手続法と言われるもので

あって、このデジタル手続法の対象は行政手続であります。大きな観点から、この法律の目的は行政の在り方を原則、紙からデジタルに転換することにより、次の新しい時代のために社会基盤を構築するというような目的がございます。このことから、国はデジタル化推進のための基盤整備を目的としまして、マイナンバーカードの利用促進と普及のため、通知カードを廃止し、マイナンバーカードの移行促進をするため、デジタル手続法を改正して、その中の番号利用法、いわゆる皆さん言っているマイナンバー法、そちらが改正しました。その中で通知カードが廃止というものが出ておりまして、これによりまして今回廃止されたということになります。因果関係になりますと、このデジタル手続法とマイナンバー法というのはそういったつながりがございます。

以上でございます。

(大塚) 最後の質問であります。マイナンバーカードをやはりどんなものか手にしてみたいという思いがありまして、実は私遅かったのですが、5月に入手をしました。当然市民課の窓口で申入れというか、相談をして、そこで対応していただいたのですが、残念ながら今日カード現物持ってこなかったのとお見せはできないのですけれども、今後そのマイナンバーカードの活用が増えるだろうという見込みの中で、当然マイナンバーカードの発行については力を入れていかなければいけないのだろうなと思います。しかしながら、今回この議案にあるように、マイナンバーカードの前の通知カードが発行、再発行なくなりますから、当然もう手元にないよという方もいっぱいいらっしゃる。その場合の具体的なマイナンバーカード発行に向けての手順、簡単で結構ですのでお答えいただきたいと思います。

(市民課長) では、お答えいたします。

マイナンバーカードの発行には、交付申請書というものが必須なことなのですけれども、この通知カードの、お配りした皆さんお手元にある通知カードの下の部分がマイナンバーカードの交付申請書というものになっております。この通知カード、マイナンバーカード交付申請書がお手元にないということであると、まずは市のほうに、市民課もしくはは

両支所にマイナンバーカードの交付申請書の再発行というのを申請していただきます。カードの交付申請書についてですけれども、議員が先ほどご体験されたとおり、現在、市役所市民課及び吹上支所におきましてはカード交付申請書補助というのを行っております。申請補助の職員が写真撮影、または申請の手続のお手伝いをさせていただいて、円滑につくるようにということです。あと、申請用のウェブサイトアクセスしまして、メールアドレスの登録ですとか顔写真登録、申請情報の登録をし、申請の完了ということになります。マイナンバーカードの交付申請を行いますと、おおむね1か月から1か月半ぐらいかかりまして、その後、交付できる準備が整いましたのでこちらに取得しに来てくださいといった通知をお出しすることになっております。必要な持ち物等が書いてありますけれども、そちらをお持ちになっていただいて、原則ご本人がいらっしゃっていただくと。交付場所は、交付通知書に記載されているということになりますので、ご病気等でどうしても来られないという方については代理人の受け取りが委任できます。そういった方は、まずご一報いただいて、こちらに取りに来ていただくというような手順になってきております。

以上でございます。

（大塚）6月議会初日にあった行政報告見ると、マイナンバーカードについての申請補助とか、マイキーIDの設定の支援については書いてあるのですが、改めて最新版の数字で、今現在のマイナンバーカードの発行数がもしお手元にありましたら、最後にお伺いいたします。

（市民課長）議会の行政報告でも報告したのですけれども、それが最新版でございます。現在、4月末現在の情報というのになってしまうのですけれども、発行枚数が2万1,085枚と、交付率が17.76%、約17.8%。県内で、40市中6位、全体でも7位ということですので、現在あるのが行政報告で報告させていただいた数字となっております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第55号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時22分)



(開議 午前9時23分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第56号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(国保年金課長) 議案第56号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

今般の新型コロナウイルス感染症対策については、国内で感染が拡大しつつあり、そのさらなる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要であるとの観点から、緊急的、特例的な措置として国民健康保険の被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われる場合に、労務に服することができなくなったことに対して傷病手当金を支給することについて新たに規定するものです。以上が鴻巣市国民健康保険条例の一部を改

正する条例の説明でございます。よろしくお願いたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 条例によりますと、条例第7条1項にあります労務に服することができない期間、これの判断方法はどのようにするのか伺います。

(国保年金課長) お答えいたします。

基本的には医療機関において労務不能と認められた日付で判断いたします。具体的には、医療機関記入用の申請書の労務不能と認められた期間となります。ただし、本人が体調不良等により医療機関を受診できなかった場合など、個別の事情によりましては事業主による証明やレセプト情報等を基に個別に判断してまいります。

以上です。

(永沼) 次に、第7条の2項にあります傷病手当金の支給を始める日というのはいつか伺います。

(国保年金課長) 傷病手当金の支給を始める日とは、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日となります。

以上です。

(永沼) その3日という基準は、どのような判断で3日というふうになったのか、伺います。

(国保年金課長) こちらは、既に社会保険のほうで傷病手当金の規定がございますので、そちらの基準に合わせたものとなります。

以上です。

(永沼) 次に、傷病手当金の支給申請前にその方が死亡してしまった場合、そのような方の相続人から申請を受け付けることはできるのか、その点について伺います。

(国保年金課長) 申請書が適切に記入され、労務に服することができない期間等の証明ができる場合につきましては、相続人からの申請も可能となっております。

以上です。

(永沼) 次に、傷病手当金支給申請書の記載例とか、そういったものは

今後添付する予定なのか伺います。

（国保年金課長）記載例につきましても、作成のほうをする予定でございます。

以上です。

（永沼）最後に、これについても市民への周知方法についてお聞きいたします。

（国保年金課長）広報、ホームページ及び国保だよりにより、周知を図る予定です。

以上です。

（永沼）これについては、周知するまでのスケジュールというか、日程、いつの広報、ホームページなのかというのを教えていただけますか。

（国保年金課長）広報につきましては、7月号の広報のほうに掲載予定となっておりますので、ホームページにつきましても同時期に更新のほうをしていきます。また、国保だよりは8月に発行いたします。

以上です。

（野本）では、議案第56号について幾つか質疑をいたします。

これは、国民健康保険における措置なわけですけれども、他の疾病、これはコロナウイルスに対してということですが、他の疾病の場合、このような特例的なつくり方の条例はあるのですか。例として。

（国保年金課長）お答えいたします。

今まで国民健康保険の保険者で条例を定めて傷病手当金を支給している保険者はございませんでしたが、今般の新型コロナウイルス感染症につきましては、国が緊急的、特例的な措置として、当該費用に要した費用について財政支援を行うということで、今回制度をつくっております。

以上です。

（野本）そうすると、国が支援をするということで考えると、国民健康保険以外の保険でもこのような補償があるというふうになっているのでしょうか。

（国保年金課長）社会保険のほうでは傷病手当金というふうな制度のほうがあるかと思えます。

(野本) 保険が違うのであまり詳しくはお聞きできないのですが、国民健康保険では傷病手当がなかったのができたというふうなことなのではないでしょうか。傷病手当はほかにあるけれどもという話なのではないでしょうか。

(国保年金課長) 今まで傷病手当金というものはございませんでした。

(野本) そうすると、国民健康保険に入っている方で、例えばパートさんとか社会保険に入っていないような雇用されている方もいらっしゃると思いますが、休業補償については事業所によっては定めているところもあるのですけれども、この説明を読んでいくと、事業所の休業補償が国保の定める額よりも少ない場合はそれを定める額までの差額を出すというふうに書いてあると思うのですが、それでよろしいのでしょうか。

(国保年金課長) そのとおりでございます。

(野本) そうすると、企業のほうは国保で定められているので、国保を使っていただくというような選択ということ是可以なものなのではないでしょうか。

(国保年金課長) 傷病手当金につきましては、労働者の業務災害以外の理由による疾病、負傷等の療養のため、被保険者が労務に服することができないときに給付されるものでありますので、被保険者自身が労務不能と認められない限り傷病手当金のほうは支給されません。なお、法律に基づかない使用者の独自判断により、一律に労働者に休んでいただく措置を取る場合のように、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には労働基準法に基づき、使用者は休業期間中の休業手当を支払わなければならないこととなっております。

(野本) そうすると、確認ですが、あくまでも事業者が傷病手当としての休業補償を出すべきであり、それを補完するために国民健康保険のこの制度があるということなのではないでしょうか。

(国保年金課長) おっしゃるとおりです。

(野本) それでは、1日当たりの支給額の計算式ですが、議案資料に示されておりますけれども、これの支給額の計算の仕方となっているのは直近の3か月の給料の収入の合計割る就労日数で、今1日の単価ですよ

ね。掛ける3分の2というふうになっておりますが、通常の休業補償の計算式とはちょっと違うのではないかと思います。この計算式の根拠というのはどのようにされているのでしょうか。

（国保年金課長）こちらにつきましては、国の財政支援の基準となっております。

（野本）この条例が改正されましたけれども、コロナウイルスがほかの例えばインフルエンザとか流行するような病気のように、ワクチンですとか治療法がつけられた後も、この条例はずっと生きるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

（国保年金課長）国の基準では、適用期間は令和2年1月1日から同年9月30日の間で、療養のため業務に服することができない期間となっておりますが、今後の国内の感染状況等を注視していくとのことですので、感染状況等によっては適用期間が延長されることも考えられます。以上です。

（野本）それでは、具体的な申請の仕方とか申請に必要な手続あるいは書類とか、そのような流れについて、やり方が定まっているのか、その内容を伺いたいと思います。

（国保年金課長）申請の流れとしましては、被保険者本人または代理人の方が市にまず支給申請書を提出していただきます。市は、受理した支給申請書の内容を確認し、適切に記入されている場合に支給決定を行います。また、申請の期間は労務に服することができなかった期間の4日目が令和2年1月1日から同年9月30日までの間であれば、支給対象期間として認められます。以上です。

（野本）そうすると、当然治らないと申請できないと思うのですが、その申請できる該当する期間は9月30日までだけれども、申請そのもの手続はそれより後でもできるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

（国保年金課長）時効のほうが2年となっておりますので、その間であれば申請が可能かと思われれます。

（野本）2年間ですね。

(国保年金課長) はい。

(野本) 9月30日以降の2年間申請できるというふうに理解すればよろしいですか。

(国保年金課長) お答えします。

労務不能であった日ごとにその翌日から起算され、その消滅時効の期間が2年とされます。ですから、1日ごとに時効のほうは変わってまいります。

(大塚) おとといの本会議の中で質疑がありまして、そのときに今回傷病手当金の支給に関していろんな要件があるというやり取りがありまして、具体的にはまず本人、それから事業主、雇用主です。それから、レセプトに関連するということになると医療機関、この3者のそれぞれから提出していただく等々の条件が必要だというふうに理解をしておりますが、その3社全てが要件の中に含まれているというような理解でよろしいでしょうか。

(国保年金課長) 今委員おっしゃっていただいたような形にはなるのですけれども、例えば医療機関を受診しないで、病状が快方してしまったとかという方については、医療機関記入用というものは提出はできませんので、そういった方については被保険者記入用と事業主記入用の2種類での提出ということも考えられると思います。

以上です。

(大塚) そういった3分の2でも可というような、単純に言うと、そういう理解でいった場合に、提出された書類なり、その物自体は、例えば本人が本人の意思で間違いなく記入というか、出されたものなのか、事業主が事業主としてちゃんと責任を持って出したものなのか、それらはどのように確認をするのでしょうか。

(国保年金課長) 基本的には本人から提出されました3種類、または2種類の支給申請書を突合しまして、それぞれ同じような項目が記載されているところもありますので、そういったところの整合性等を確認をしまして、その申請内容に矛盾がないかというふうなことを確認する予定でございます。

以上です。

（大塚）改めて伺いたいのですが、医療機関の添付資料、いわゆる提出書類がない場合があるという答弁でありましたが、そうすると場合によると、本人と事業主ということは、あくまでも個人とは言いませんけれども、出す側の意識の中で、場合によると必要以上に盛り込んで、中身を傷病手当金支給のための意図的な書類づくりというのみなきにしもあらずかなという気もするのです。そこら辺のチェックというのは、今現在何か考えていることがあるのか。あつてはいけないので、ないとは思うのですけれども、そこら辺やっぱり適正な対応ということでは必要かなともちょっと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

（国保年金課長）委員おっしゃるとおり、書類上の精査というものだけではなくて、ご本人、場合によっては事業主等に照会、問合せをする等をしてまいりたいというふうに考えております。

（菅野）提案説明の中に692件という数字が出てきて、6月4日ですか、出てきたのですけれども、何人ぐらいというのはどういう時点でか、つかめるのでしょうか。数値はつかめ、692件と書いてあるのですけれども、この書類の56、6月4日の……

（4日は会議ないの声あり）

（菅野）では、新聞記事か何かです。6月4日現在692件という数値が出ているのですけれども、何件ぐらい出そうだという見込みというのはやっぱり分からない。もう6月のこの期になっても分からないですか。

（鴻巣の話の声あり）

（菅野）うん、鴻巣の話。これは国の話かね。

（何事か声あり）

（菅野）国か。では、それほどいないということですか、鴻巣は。

（国保年金課長）何人こういった傷病手当金の受給者の方が出るかというのはちょっと現状では分からないのですが、一応予算上は3人というふうな……

（菅野）3人。

（国保年金課長）はい。人数を一応こちらでは設定しております。

(59号になってしまうから、その声あり)

(菅野) そうなの。

(間違っていたから。聞いてしまっているから。やめておいたほうが。それだけ聞いているからの声あり)

(菅野) 分かりました。では、いい。終わり。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第56号 鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時48分)



(開議 午前10時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第57号 鴻巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(国保年金課長) 議案第57号 鴻巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

このたび埼玉県後期高齢者医療広域連合が新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対して傷病手当金を支給するための条例改正を行い、令和2年4月30日に公布されたことから、本市が行う事務を定めるため、関係する条例の一部を改正するものです。具体的には、本市において行う事務に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付の文言を追加するものです。以上が鴻巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の説明でございます。よろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（永沼）後期高齢者医療被保険者に対する傷病手当金支給対象者についてなのですが、それについてお聞きいたします。

（国保年金課長）お答えいたします。

支給対象者につきましては、被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者、または発熱等の症状があり感染が疑われる者となります。以上です。

（永沼）先ほどの国民健康保険条例の傷病手当と一緒に、市民の周知方法については国民健康保険条例の傷病手当と同じようなスケジュールで周知されるのか、その点をお聞きします。

（国保年金課長）埼玉県後期高齢者医療広域連合では、既にホームページ上で周知を図っております。本市といたしましても、今後、先ほど申し上げたような広報及びホームページにより周知を図ってまいります。

以上です。

（大塚）対象となる皆さんが後期高齢者ということになると、ある程度ご高齢の方ということになります。本会議でも質疑がありましたが、場合によっては代理での対応も可ということになっているかと思いますが、改めて代理の場合、その要件となる条件、それらについては何か決めがあるのでしょうか。

（国保年金課長）代理者の要件でございますが、同居の親族の場合、委任状は不要でございますが、それ以外の場合は申請の際、委任状が必要

となります。また、代理者の本人確認のため、免許証等の本人確認書類が必要となってまいります。

以上です。

(大塚) 年齢的には、場合によると施設入居者等も可能性があるかなと思いますが、そういった場合は当然施設側の方もこの傷病手当金の支給に関しては協力できる立場にあるという理解でよろしいかどうか、いかがでしょうか。

(国保年金課長) 先ほども申し上げましたが、委任状等があれば施設職員の方が代理で申請するということも可能でございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第57号 鴻巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時10分)



(開議 午前10時15分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第58号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) まず、17ページ、下段の自治振興課、交通指導員育成指導事業、公務災害補償費でございますが、先ほど公務災害による事故というご説明でしたが、もっと具体的な内容というのを教えていただけますでしょうか。

(自治振興課長) 公務災害費、災害補償費の具体的な内容についてでございますが、まずその内訳としまして障害補償一時金が118万5,600円、もう一つが災害見舞金160万円となっております。

(障害見舞金だの声あり)

(自治振興課長) 障害見舞金160万円となっております。

以上でございます。

(永沼) その公務災害そのものの事故の内容というのはどのようなものだったのか伺います。

(自治振興課長) 令和元年5月8日の朝7時50分頃、鴻巣市南1丁目、ふれあい公園の交差点で交通指導員が立哨をしておりました。立哨が終わって、その車両止めのバリケードを……すみません。訂正させていただきます。車両よけのバリケードを出して立哨をしていたのですけれども、進入してきた車両に驚いて、ぶつかってはいないのですけれども、とっさによけた際に左足をねじって、膝を痛めたものでございます。

以上でございます。

(永沼) それによってその方の身障というか、どのような状況になってしまったのですか。

(自治振興課長) 左膝の内側の半月板が断裂したということでございます。

以上でございます。

(永沼) この場合は、個人の話になるかもしれませんが、今後の対応策というか、そのようなものは考えられているのでしょうか。

(自治振興課長) 交通指導員の皆様には、立哨時の交通事故について十分注意していただくように周知をいたしました。また、今回4月から非常勤特別職から有償ボランティアに身分が変わりましたことから、その部分についてもきっちり交通事故の対策に対応するための傷害保険を加入をいたしているところでございます。

以上でございます。

(永沼) 次に、19ページ、上段ですけれども、自治振興課、公共交通維持事業でコミュニティバス、都市競艇組合からの特別補助金を使って、フラワーバスのラッピングという話でございますが、このラッピングのデザインというのは今までと同じなのか、それともほとんど変わらない内容なのか、その点を教えてください。

(自治振興課長) 今までの内容と変わらないのかということで、変えるつもりでございます。合併15周年を迎えますので、まず市民の皆様親しみやすく、利用者、市外の方へのPRになるようなものへ変更することを予定しております。ほかの市町村のコミュニティバスのデザインを研究して、鴻巣市らしいデザインを検討してまいりたいと思います。また、フラワー号でございますので、やはり花をイメージしたものをデザインとして考えていきたいと思っております。

以上でございます。

(永沼) そうしますと、鴻巣市、花のまちということで、花を力を入れた、そういったデザインになるというようなお話でよろしいでしょうか。

(自治振興課長) 今デザインのほうは、担当者のほうで細かく詰めておりますので、今ここではっきりはちょっと言えないのですが、フラワー号ですから、花をイメージしてつくっていききたいと思っております。

以上でございます。

(永沼) これが、今回のこのラッピングによって鴻巣市のイメージアップにつながられるというふうにお考えでしょうか。

（自治振興課長）ぜひともいいものをつくって、イメージアップにつながればいいと考えております。

以上でございます。

（永沼）次に、25ページ、下段になりますけれども、資源物収集運搬事業の中の賠償金ですけれども、これ専決処分の中で報告があった内容で、強風により回収用コンテナが飛ばされて、走行中の車にぶつかって損傷させたということなのですが、危機管理として、今後の対策についてどのようなお考えを持っているのか、お聞きいたします。

（環境課長）今回の案件なのですけれども、委託業者のほうには業務について毎年説明会を実施させていただいて、交通事故等、収集運搬のときにそういったものがないように注意喚起をさせていただいているのですけれども、今回は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から説明会を開催することができませんでした。そのため収集運搬業者のほうには通知文にて、そういった注意喚起をさせていただいております。また、今回の事案については、特に強風時の回収用のコンテナを設置する際には、改めて飛散防止の対策を取るように、改めて業者のほうには注意をさせていただいております。また、今後は設置場所に応じて、回収用コンテナが多い場所では回収箱を5段以上に重ねておくことや、また広い場所では道路から離れて置くなどの対策を取るように、改めて周知をさせていただいております。

以上です。

（永沼）そうしましたら、次に27ページ、下のほうのプレミアム付商品券支援事業でございますが、本会議の中でも質問から答弁されていたのですけれども、この鴻巣のプレミアム付商品券支援事業の流れそのものを再度伺います。

（商工観光課長）お答えいたします。

今回、鴻巣プレミアム商品券につきましては、当初、合併15周年という形で、15%のプレミアム分ということで当初計画させていただいておりました。今回、新型コロナウイルスの影響も含めまして、30%という形で上乘せした形で、今回、当初1万5,000冊ですか、から4万冊という形

で、増刷という形でさせていただいております。当初、令和2年10月1日から令和2年2月の28日までの使用期間という形で予定をしていたのですが、こちらについて予定を見直しまして、12月1日から5月31日まで使用できるものという形で見直しております。

(委員長) 質問違わない。いい。

(商工観光課長) 以上です。

(委員長) 5だったよね、今の。5でしたね、質問が。

(何事か声あり)

(委員長) 5のところだよ、聞いたの。質問者のほうは、5を聞いたのだよ、今。通告の。

(そうです、そうですの声あり)

(委員長) 答弁、4ではなかった。4のところの答弁を今何か言っている感じで。

(ちょっと休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時40分)



(開議 午前10時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(永沼) そうしますと、本会議でも答弁なさっていたのですが、12月1日から始まるということで、それまでの周知方法、どんな形で配布とか印刷とかしてこの時期に当たるのか、その辺をちょっと教えてください。

(商工観光課長) 昨年も商品券につきましては、発行というか、させていただいております。周知等については、昨年同様と同じような形になると思うのですが、8月号広報のほうに実際に、今回実はちょっと説明し漏れましたけれども、当初先着順というものから、抽せん方式に変えております。そのため8月号のほうに実際にはがき形式の申込みの様式を挟み込みまして、そちらのほうでまず申し込んでいただくと。その後、抽せんを行いまして、実際に11月末ぐらいに販売という形にな

るのですけれども、周知方法としては先ほど申しました広報、併せてデジタルサイネージですとか、うちのほうでもSNS、市のほうでもいろいろやっておりますので、そちらのほうを通じまして広く周知していきたいと思っております。

以上です。

（永沼）そのプレミアム付商品券の抽せん対象者というのは、1件、世帯で一人なのか、それともどなたでもできるのか。あと、中学生以下の方でもできてしまうのか、その辺ちょっとどのような対象基準にしているのか伺います。

（商工観光課長）対象者でございますけれども、市内在住、在勤の方という形で対象者という形にしております。あわせて、年齢制限等特に設けてございませんので、例えばご家族の中で5人家族、例えばゼロ歳の赤ちゃんの方でも申し込んでいただければ抽せん対象という形になります。5人で申し込んでいただいて、それぞれ一つずつの申込みという形になりますので、1世帯5人いらっしゃれば5人分申込みできるという形になっております。

以上です。

（永沼）鴻巣プレミアム付商品券補助金については、以前も過去の実績というのがあるのですけれども、それを参考に今回の事業における経済的効果の想定はどのような形になっているのか、教えていただけますか。

（商工観光課長）これまでプレミアム商品券につきましては、25%というプレミアム分ということで実施しておりました。過去、昨年も25%という形になっております。今回につきましては、コロナの影響等も含めて30%という形でプレミアム分非常に大きく乗せておりますので、お店の方につきましても広く利用いただけるものだと思いますし、ご利用される市民の方にも大変効果があるというように考えております。

以上です。

（永沼）過去の実績というか、金額的な想定というのは何かできていますか。

（商工観光課長）すみません。ちょっとお待ちください。予算書をちょ

っと探します。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時44分)



(開議 午前10時45分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(商工観光課長) すみません。失礼しました。当初見込んでいたのが、売上げ代金という形で、これは実際に市中に回るお金だと思っておりますが、1冊1万円のプレミアム商品券で、1万5,000冊当初販売という形になっておりましたので、実際にお金が回るのが単純に計算しまして1億5,000万という形……すみません。失礼いたしました。売上げが当初1億5,000万、プレミアム分として15%当初見込んでおりましたので2,250万、合計で当初は1億7,250万想定しておりました。今回30%という形で、販売の冊数も4万冊というふうに増やしておりますので、売上げだけで2億、プレミアム分がその30%ということで6,000万、合計で2億6,000万、当初よりも3,750万ほどさらに経済効果が見込まれているというふうに考えております(P25発言の訂正あり)。

以上です。

(永沼) 次に、29ページ、上段のほうにあります災害支援体制整備事業ですけれども、災害時における避難所にマスクとか手の消毒液、あと非接触体温計を購入し、備品として購入しますよというお話だったと思います。そのマスクとか、あと消毒液など、幾らのマスクをどれくらい備蓄するのか。また、幾らの非接触体温計を幾つ購入するのか。その前に避難所に対して、全部の避難所にそれを備蓄する予定なのか。また、マスク等は災害時避難者の何人分、何日分を購入するというような計画でいるのか、その辺を伺います。

(市民生活部参事兼危機管理課長) 指定避難所19校の小学校に1枚47円の、見積りの段階ですが、1枚47円税別のマスクを購入する予定です。合計で5万7,000枚を予定しております。予算は、今回294万6,900円ということで、今マスク大分値下がりの傾向になっておりますので、ある程

度の品質のものをできるだけ多く購入したいと考えております。体温計は、非接触型の体温計、当時の見積りの段階では税込みで9,900円のを積算をしております。当時在庫が大分不足していて、購入に大変苦労するという状況でしたが、既存の予算をちょっと流用しまして、先にお買わせていただいて、今回補正予算の議決いただいたら、そこに流用戻しをするという形を考えております。数は、指定避難所、それから補助避難所、合計30校の避難所に非接触型の体温計を配備する予定です。小学校、中学校につきましては、もう学校再開しておりますので、通常から学校で使用していただきたいということで、既に学校に配布して使用していただいております。2つの業者から、在庫がある業者から購入いたしまして、5台につきましては税込み8,690円、25台につきましては税込み9,800円ということで、当初見込んでいたときよりも、まとまって購入した効果で、ほかの部署とも合わせて購入いたしましたので、ちょっと値下がりになりました。想定している人数なのですが、1,000人が3日分、19校で5万7,000枚ということ想定しております。避難所を開設するのは、コロナウイルスの関係がありますので、できるだけ多くということ、それから避難するには避難の方がご自身でマスク等も用意していただくということを広報しながら対応していこうと思っております。防災倉庫が19校の小学校にしかありませんので、まずは19校の防災備蓄倉庫にマスクを購入したものを配備いたしまして、中学校等は小学校から運ぶということを想定をしております。アルコールにつきましては、19の小学校に1リットルボトルを5本ずつ配備する合計96本を購入する予定で考えております。同じように中学校等を開設する場合には、小学校から運ぶということを想定をしております、1本当たり税込みで1,420円ということで購入をする予定でございます。

以上です。

(永沼) 次に、その下の自主防災組織等支援事業のコミュニティ助成事業助成金ということで、宝くじを利用したものということのご説明あったと思いますが、これ抽せんで松原4丁目第2自治会防災会が発電機等防災資器材を購入したというご説明もありました。今後このような形で

他の自治体もエントリーする計画があるのかどうか、その点を伺います。

(市民生活部参事兼危機管理課長) 過去3年間で毎年13団体程度がこの助成金に申込みをしております。応募があったということです。採択は、埼玉県で大体5団体程度とあります。大体毎年13から14ぐらいが応募して、採択をされるのは5団体程度ということです。今回、松原4丁目第2自主防災会が抽せんでありましたが、昨年32の自主防災会が参加をして、くじ引の順番を引くカードを引いて、竹串のくじを引いて……

(何事か声あり)

(市民生活部参事兼危機管理課長) いえいえ、松原の。鴻巣の場合は、鴻巣の自主防災会でこの助成金を活用したいという申込みがあったのが32団体、そのうち1つだけですけれども、松原が当選したということになります。

以上です。

(商工観光課長) すみません。先ほど数字、経済効果という形で数字のほうを申し上げたのですけれども、ちょっと訂正させていただきたいと思っております。

経済効果として先ほど3,750万ほど増えたというようなお話をさせていただいたのですけれども、商品券の売上げ代金自体が5,000万上がっております。合わせてプレミアム分が30%ということで3,750万、合計の8,750万実際市中に回るという形で、こちらが経済効果当たると思いますので、改めて訂正させていただきたいと思っております。

(何事か声あり)

(商工観光課長) ごめんなさい。失礼しました。当初よりそれだけ増えたということで考えております。

以上です。

(委員長) ただいまの商工観光課長の訂正の発言について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。なお、字句その他の整理につい

ては委員長に一任願います。

（野本）17ページから質問をいたします。

市民活動センターや市民センター、コミュニティセンターなどの公共施設の使用料払戻しなのですけれども、先ほど勤労青少年ホームや農政課については元年度中というような説明があったのですけれども、期間についてはどのようになっているのでしょうか。

（自治振興課長）払戻しの対象となっている期間につきましては、3月4日から公共施設の貸し館を中止をいたしましたので、3月4日から5月の31日までの期間のものが対象、今回の補正予算で上げているものでございます。

以上でございます。

（野本）そうすると、この補正予算の計算はその申請されたものの数を合わせた積算した数字というふうな理解でよろしいのでしょうか。

（自治振興課長）補正予算を計上したときに、まだ返し切れていないお金がございましたので、それを計算したというところでございます。

（野本）貸し館としては5月31日以降、6月以降は予約が入っていないということなのかどうか。予約はもう入っているのでしょうか。

（自治振興課長）コミュニティセンターにつきましては、6月の15日から貸し館を開始します。6月1日から予約を開始しております。

以上でございます。

（野本）そうすると、私が聞きたいことというのは、もう既に借りていたのだけれども、6月1日以降に借りていたものをキャンセルすると返還されないということなのかどうか。

（自治振興課長）コロナを起因としたキャンセルについては、全て返還をいたす予定でございます。

以上でございます。

（野本）ということは、コロナを起因としたかどうかというのはどのように判断をするのでしょうか。

（自治振興課長）利用申込者から申し出ていただいたことで判断をいたします。

(野本) 分かりました。

(何事か声あり)

(野本) いや、それ以上はちょっと。大塚さんをお願いします。
次に、19ページの公共交通維持事業について、以前は成田行き的大型バスにラッピングをしたということがあったと思います。今回はフラワー号にすると。成田行きのバスがなくなってしまったというのがあるのかもしれませんが、このフラワー号にラッピングをするということで、その目的というのは前とは違うのかなというふうに思いますので、伺いたいと思います。

(自治振興課長) 都市競艇の特別補助金につきましては、市の主催の催事事業に本来充てる予定だったというふうに総合政策課のほうから聞いております。ただ、コロナの関係でイベントが軒並み中止になっておりますので、であれば補助金をどういう形で使っていくかという議論をした中で、今回コミュニティバスを買い換えるという中で、外部にアピールできるもの、そして都市競艇のブランドというか、ラベルが残せるものということで、今回コミュニティバスの購入の際にラッピングをして、そこに都市競艇の名前を残すという形で補助金を活用するというところでございます。

以上でございます。

(野本) たしか以前説明いただいたときに2台分だったのかなというふうに思いますけれども、前回の大型バス那时候には200万円ではやれなかったのではないかなというふうに思うのですけれども、この予算は歳入も200万円で、歳出も200万円になりますが、これでできるということなのでしょうか。

(自治振興課長) この200万を計上するに当たって、ラッピング業者に参考見積りを頂戴しております。その中では、200万ですから、1台100万。それで、既存の予算の30万が、もともと30万でラッピングできるというのがありましたので、それと合わせて何とかできるということで、予算の範囲、見積書を頂いておりますので、できると判断しております。

以上でございます。

(野本) 今の30万円という数字が出てきたところでちょっとよく分からなくなったので、もう一度説明をいただければと思います。

(自治振興課長) 当初予算のフラワー号の購入費用の中に、本体を買います。いろいろ装備をする中で、従前のラッピング費用というのは30万円ほど、中には計上はされていたのですけれども、その30万と今回補正予算で組みます15周年を記念したラッピングと、その200万と合わせて、今の既存のデザインではない形でちょっとラッピングを試してみようというところでございます。

以上でございます。

(野本) 今の答弁をちょっと確認をすると、当初は30万円でラッピングをしようとしていたのだけれども、230万円かけてラッピングをしていくということなのでしょうか。

(自治振興課長) 1台30万ですから……

(1台ねの声あり)

(自治振興課長) ええ、すみません。1台30万ですから、200万で2台ですか。1台100万でございますから、130万かけて15周年を記念して、ちょっと新しいものにしてみようというところでございます。

以上でございます。

(野本) それでは次に、25ページの環境課のコウノトリの里づくり事業の、これは減額補正になっておりますが、二重計上の戻しということで説明を伺いました。議案質疑の本会議場のところで、細かい具体的なその中身が示されていたわけですがけれども、委員会としてちょっと改めてその流れ、お金の仕組みの部分、そしてこの事業で市の一般会計から、要は歳入として国から交付金が来るとかというものや、あるいは基金を使うというところを除いて、市の一般会計からの支出額というのがどの程度になるのかということを変更を伺いたいと思います。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時03分)



(開議 午前11時19分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(野本) 今質問をしたところだったのですが、知りたい部分というのはちょっと整理をしますと、いわゆる交付金とか国から来る部分、あるいは基金などを使う部分もありますが、市の一般財源でどのくらい出ているのかというところを確認の意味で伺いたいと思っております。

(環境課長) 先ほどの質問にお答えします。

まず、コウノトリの里づくり事業の歳入の構造についてお答えします。今年度は、コウノトリの里づくり事業における取組は従来から引き続き取り組んでいるソフトの事業と、今年度特徴であります飼育施設の建設工事に伴うハード事業の2つに分けられております。まず、ソフト事業につきましては、現在小中学校の給食や結婚、出産のお祝い等のこのとり伝説米普及の促進のための経費や、カエルや水生生物などの生物量を調査する生き物調査等の経費につきましてはコウノトリの里づくり基金から繰入金として財源を利用しております。その他につきましては、コピー代、あと旅費については対象外なので一般財源による支出となっております。一方、今年度から始まるハード事業の飼育施設の本体工事ではありますが、飼育施設の建設工事2億5,950万9,000円の財源内訳ですが、対象経費の2分の1、1億2,975万4,000円が、こちらは国の地方創生拠点整備交付金であり、残りの2分の1が市の1億2,970万円につきましてはコウノトリ飼育施設建設事業債という形でなっております。

以上です。

(環境経済部長) 今のご質問で、全体の事業でというようなことでのお話でした。そういう面では、今言われたように、例えば事務的なところでは一般財源が入っていますよというようなことございます。今の説明の中では建設のところ、そこのほうが地方創生の補助金が使えて、半分が補助金が出て、半分地方債借りて、ちょっと追加になりますけれども、そのうちの半分、借りたほうの半分が実は償還の3年後、3年据置き3年後から交付税措置がされますよと、75%が少なからず交付税措置入りますということあります。ただ、この地方創生の拠点整備の補助金というのはやっぱりハードなのです。実はこれ造るときに、下に何か埋

まったりとか、もともとあそこ、今のコスモスアリーナのところに公園で置いてあったトイレとかが置きっ放しになっていたのです。それを片すお金とかというのがやっぱりちょっとここは一般財源が実は入っているのです。誰が置いたのかという話になって、では都市計ではないのかという話になるのですけれども、それを言ってもここに建設するので、市としてはどこが出しても同じだからということで、そういう面では整地、下にぐりかな、何か石が入っているかもしれないということで、そこをちょっと建設工事のほう入れられなかったようなところもあって、当初予算のところでは整地工事に96万5,000円、仮設トイレの撤去工事に79万5,000円というのが一般財源としては計上されています。それと、今回ハードですので、実は工事を監理していく部分、監督分ですよ。監督費というところが340万、工事監督委託料、これはこの補助対象になりませんので、そういったものが実は一般財源では入っています。当然建設工事のところ、基金をつぎ込んだりとか、一般財源とここ使い分けをしていますけれども、そういった面で、では一般財源が全然ないかというところではないです。建設事業のところだけを見ると、2億5,000万からの大きいものですから、すごく比重的には大きいわけですが、そのところには一般財源は入っていないということでございます。

以上です。

（環境課長）質問のほうで、こちら来年度以降の歳入と歳出の計画はということが……

（委員長）それはこれから。

（環境課長）すみません。では、取下げで。

（野本）それを受けて、これから完成に向けての来年度以降の歳入と歳出の計画を改めて伺います。

（環境課長）野本委員のほうから質問がありました来年度以降の歳入と歳出の計画はということにお答えします。

今年度のソフト事業のほか、飼育施設の維持管理経費を計上する予定になっております。どちらの経費もコウノトリの里づくり基金から繰入れ

対策経費となりますので、コウノトリの里づくり基金からの繰入金を活用する計画でございます。

以上です。

（野本）基金の現在の状況と、これからの基金の入りでの計画について伺います。

（環境課長）コウノトリの里づくり基金は、今年度当初予算見込みで1億5,766万3,000円ということになっております。こちらにつきましては、今年度で496万9,000円を取り崩す予定となっております。

以上です。

（野本）今後入ってくる基金を増やす努力という部分で、ふるさと納税とかあると思うのですけれども、どの程度増やしていきたいという計画についてはあるのでしょうか。

（環境経済部長）ふるさと納税は、基金を最初から指定される方、コウノトリを指定される方と、何かの基金に入れてくださいよということで指定されない方もいます。その中では、ちょっと市としてどこにそういった方をどういうふうに比重をかけていくのかということが一つあると思います。そういう面では、コウノトリの事業がある程度動いてくる中では、うちの部としては、うちの課としてはそういった比重のところを少しうちのほうに多く配分してほしいなというところがございます。それと、企業版ふるさと納税というのもございます。その中で、これ毎年度、年度内での完結なのですけれども、そういったものをどれだけ導入できるのかということが一つあると思います。実はコロナの関係があってちょっと動きが鈍くなってしまっているのですけれども、市としてはいろいろな事業にこの企業版ふるさと納税をやっというここと動いております。近々、恐らく総合政策のほうからそういった資料を企業のほうに送って、企業ふるさと納税というのがあるのですよと。何割だったかな。通常より何割も多く税控除ができますよというような案内をお送りする予定です。その後、ちょっとコロナの状況を見てからなのですけれども、私たち職員が企業に出向いて、企業ふるさと納税やってほしいというようなことを営業に回る予定でございます。そういったと

ころも財源として大きなものになっていくのではないかなということ
で、どうにか一般財源のほうを繰入れを少なくして、そういった基金で
全体のところを回せていけるような形にしていきたいというふうに考え
ております。

以上です。

（野本）では次に、27ページの商工観光課、プレミアム付商品券支援事
業について伺いたいと思いますが、これにつきましては繰越明許費が計
上されておりました。6ページのところの2,331万4,000円というもので
すが、この繰越明許費の内容はどのような意味合いなのでしょうか。

（商工観光課長）今回のプレミアム付商品券支援事業の繰越明許費の
2,331万4,000円でございますけれども、こちらにつきましては商工会事
務費という形で補助金でお渡ししております。この中身なのですが、商
品券の換金手数料、払込手数料、人件費、プレミアム分の6,000万のうち
の約2か月分の3分の1、これの合計が2,331万4,000円という形になっ
ております。こちらにつきましては、事業が6か月という形で、4月、
5月の2か月分ということで、単純という言い方はあれなのですがけれど
も、実際に支出のピークがどこに来るか正直言って分かりませんので、
単純に2か月という形でその分案分計算して、繰越ししているという形
になっております。

以上です。

（野本）分かりました。このプレミアム商品券事業、非常に市民、ある
いは事業者に対してPRが直接的にあるというふうに思います。そうい
う部分では、市民は使うだけなのでいいといいますか、使われるほうを
いかに地域の事業者を育てるかというところが必要で、その中には大型
店や共通の券、あるいは小規模事業所で使える券というふうに分かれて
いる部分で対応がされているかと思っておりますけれども、ただ事業所側の努
力がないと、ただ単にそう分けてあったとしてもなかなか行き渡らない
面があると考えていますが、商工観光課としてはその点についてどのよ
うな工夫を考えているのでしょうか。

(商工観光課長) 委員さんおっしゃるとおりだと思います。今回につきましては、昨年もそうなのですけれども、実際に商工会のほうで1名、専属のパートさんというのでしょうか、という形で、先ほどの人件費の中には入っていたのですけれども、1名専門でお店のほうの新規で始めていただけませんかというような開拓という形で実際回っていただいています。昨年も私一緒に同行しまして、具体的なお店の名前出すのはなかなかあれなのですけれども、大型店、特に昨年は子育てというところが主でしたので、そちらに突出した専門店等について何件か回らせていただいて、実際にご参加いただけないかという形でお願いした経緯がございます。また、今後につきましてはやはりコロナウイルス終息がなかなか見えない中で、国のほうでも次の手を考えているようでございますので、それと歩調を合わせるというような形で、市としても同じような事業者に対する支援というのは今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

(野本) ちょっと関連する部分として、既に15%の案内は結構商工会だと思っておりますが、案内をしていて、申込みとかも始まっている中で、30%のプレミアムというのをどのように、それが同じだということか、何か受ける側が混乱、お客様、市民はこれから販売なのでいいのですけれども、事業者のほうは既に商工会が動き始めているという中では、案内をしているところに次のまた違う案内が来てしまうというようなことになるのではないかと思います。その辺の整理はどのようにされていくのでしょうか。

(商工観光課長) 30%と当然事業の規模も変わっておりますので、改めて商工会さんのほうで商店の皆さんにご通知差し上げる中で混乱等生じないように対応していただくというような形でお聞きしておりますので、それに対して市としても商工会を通じてお願いしている事業でございますので、ご協力、混乱等生じないように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

(野本) では次に、その下にあります花まつり、商工観光課、このす花まつり開催事業について、これは開催しないので減額補正なわけですが、歳入の、先ほどもちょっと出たのですが、市の一般財源に戻せる部分というのはこの歳出額そのまま一般財源に戻っていくと考えていいのかどうか、伺いたいと思います。

(商工観光課長) 今回減額したものにつきましては、そのまま一般財源に戻るという形になっております。

以上です。

(野本) その下に花かおりPR推進事業とありますけれども、花産業は非常に厳しいというふうなことは伝えられているのですが、市のほうでどの程度の損失があった、あるいは見込まれると把握をしているのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

(農政課長) 予算は商工観光課ですが、花卉産業に関するご質問のため、農政課からお答えさせていただきます。

想定される損失額についてですが、生産者の情報はございませんので、花卉卸売市場鴻巣フラワーセンターの今年の3月から5月分の実績についてご説明させていただきます。卸売数量は、前年同月対比マイナスの約13%、売上額は前年同月対比マイナス約18%で、金額ベースに換算いたしますと約4億3,000万円強の落ち込みとなっているということでございます。

以上です。

(野本) ここでは、500万円の予算を組まれているわけですがけれども、これが損失に対して将来的によい影響をもたらせるような使い方なのかどうか、この500万円というものの出し方、根拠って、根拠というのですか、目的といいますか、その辺を伺いたいと思います。

(農政課長) 今回の500万円の使途についてですが、公民館などの市内公共施設などの配布、また花卉の消費が減少していることを原因としまして、花卉を市内公共施設などで活用することにより、花卉生産者の経営の安定につながるようには花卉を購入させていただくということでございます。

以上です。

（野本）分かりました。

では最後に、29ページの危機管理課のところですが、先ほど説明がありましたので大体分かったわけですが、マスクや消毒液、非接触型体温計、非接触型体温計はすぐに使えるようにということでありましたけれども、マスク、消毒液というのは、非接触型体温計もそうなのですが、どのくらいあるべき部分で、今どのくらいそれがあつ、満たされている。要は今の状態でもう十分というふうに思えるのか、あるいはまだまだ必要と考えるのか、伺いたいと思います。

（市民生活部参事兼危機管理課長）なかなか判断難しいところですが、危機管理課の予算で購入したのが1台、それと教育委員会の部局のほうで購入した非接触型の体温計が1台、学校には2台現在ありまして、それを毎日運用をしているということです。避難所開設のときにも、受付の時点で2台で対応をしていけば、今回コロナのことがあるのでなるべく分散をしていただきたいということですから、今までみたいに避難所に集中するということを避けていただくということも周知をしながら対応することを考えると、今の段階では2台あれば何とか運用できるかなと思っています。実際避難が長引いた場合は、毎日朝、検温をしていただきますので、そうなってくるとなかなか2台ではちょっと少ないことも考えられますので、その辺もいろいろ予算の関係、それから保管する場所の関係を考えながら決定していきたいと思います。

（大塚）それでは、補正予算について何点か伺います。

ページ、まず17ページ、中ほどより下になりますが、ここに自治振興課が所管する3つのセンターの内容となっております。伺いたい内容ですが、3施設ありますので、それぞれの払戻し対象となった件数、これを初めに伺います。

（自治振興課長）今委員ご指摘の3施設とおっしゃったのですが、事業自体は3つなのですが、施設は市民センターと本町コミュニティセンターとコミュニティふれあいセンターと市民活動センターがあります。その前提で、4か所ということで説明させていただきます。まず、払戻し

の件数なのですけれども、市民活動センターはまだ払っていない件数ということでもよろしいですね。まだ払戻しの件数ということで。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 4 1 分)



(開議 午前 1 1 時 4 1 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(自治振興課長) すみません。市民活動センターが304件、本町コミュニティセンターが136件、コミュニティふれあいセンターが290件、市民センターが170件でございます。

(何事か声あり)

(自治振興課長) これは、5月7日現在の数字でございます。
以上でございます。

(大塚) 予想よりも多くの利用団体の皆さんに返金というか、返還をしたというのが分かりました。今回、この常任委員会に付託されている部分は、いわゆる4つのセンターだけですが、ほかの委員会には公民館ですとか、その他もいろいろ、いわゆる公共施設の部屋貸しといいますか、利用についてはのっております。たまたまですけれども、公民館の例をちょっとお話ししたいのですが、公民館も当然同じように当初の使用禁止、使用中止期間があって、その後再延長されております。そのときに、このときまで使えませんかというのが示されたときに、では振替というのが当初の多分手続、やり取りだったと思うのですが、振替をしたのだけれども、さらに再延長されて、最終的にはお払いいただいた分は戻しますということになったのだと思うのですけれども、いわゆる利用団体の皆さんに再延長されたときが一番だと思うのですが、手続上さらに使えない期間が増えました。先に行って、また振替ができるかもしれません等々の説明をしながら、最後は返金扱い。多分窓口に来られた利用団体の皆さんは、戸惑いを感じているのではないかなと思うのです。全員ではないですよ。ある一定の方が。伺いたいのは、窓口でやり取りする中

で、トラブルに相当するようなことがあったのかどうなのか、それはいかがでしょうか。

（自治振興課長）委員のご指摘の部分のトラブルというのはなかったのですが、自治振興課のほうでは自治会の事務を所管しておりますので、自治会のほうから総会が開けないという相談が多くありまして、その際には書面決議などをしたらいかがですかということで情報提供をさせていただきました。

以上でございます。

（大塚）直接公民館の話もちょっと加えてしまうのですが、本来4月から利用する、いわゆる予約をするに当たって予約システムが導入されました。そのされた期間を含めて、ちょうどこの頃合いが使えない期間に当たってしまったので、結構多くトラブルというか、疑問に感じているという方がいらっしゃると思います。今後、そこら辺については十分整理をしていただいて、利用者の皆さんが戸惑いを生じないような対応が必要だと思うのですが、実際に6月15日からこのセンターも使えるということになると思うのですけれども、そこら辺、今後の対応という意味で、課の中で議論というか、検討はされているのでしょうか。

（自治振興課長）今、委員さんの指摘の部分は、これからもちろん議論していかなければいけないのですけれども、まずはコロナ感染対策ということでこのす宣言を出しておりますので、そこをまずやっていくということと、今お客様との円滑なトラブルがない形で貸し館業務をやっていくってことは、これからきっちり課内で、部内でちゃんときっちり協議をしていきたいと思います。

以上でございます。

（大塚）次の質問参ります。25ページ、コウノトリの里づくり事業についてであります。今回は二重計上を正規に戻すためということで補正予算が組まれたわけですけれども、このことを含めて、今現在の段階で事業の進み具合、進捗に遅れはないという理解でよろしいか、これはいかがでしょうか。

（環境課長）大塚委員の質問にお答えします。

今年度のコウノトリの里づくり事業につきましては、先ほども説明の中でも大きくソフト事業とハード事業で計画しております。委員の説明におきましては、ハード事業という形で説明させていただきます。こちらの事業につきましては、予定どおり今年度入札を行い、契約を一部加入したところでございます。入札時におきましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、3つに分けて一般競争入札で実施をいたしました。5月15日に開札をし、建築工事におきましては6月10日契約を締結しております。工期については、令和3年3月12日という形で計画どおり進めております。

以上です。

（大塚）この件については、遅れないという認識で、今後に期待をしたいと思います。

次の質問であります。27ページ、下のほうになりますが、花かおりPR事業についてですが、先ほど質問の中では主な中身等々が示されたと同時に、狙いというか、目的についても一部触れられました。今回は、花の生産者の皆さんへの対応ということで、金額的には500万が計上されて対応したわけですが、コロナの影響によるという部分でいうと、今後どこまで、いわゆる終着点、終着点というか、終点がどこか分からないわけですが、今のところ。伺いたい点であります。今後この騒動が落ちつかない中で、花の生産者への対応という意味では2次的、3次的に花の購入と、いわゆる消耗品、そこら辺の対応をすることを今の段階で検討をされているのか。今回は今回で取りあえずやってみようということだけでやっただけなのか。今後については何かお考えはあるのでしょうか。

（農政課長）今後についてということでございますので、これについては先行き不透明なところもございますが、今後、生産者団体からの情報提供などにより、積極的に前向きに検討していきたいというふうには考えております。さらに、国、県などの補助事業も当然用意されておりますので、これらが鴻巣市の生産団体になじむものかどうかというところも含めて事業に着手していければいいのかなというふうに考えております。

以上です。

(大塚) 次の質問参ります。29ページであります。コミュニティ助成の件であります。組織率というか、結成率100%を目指している中で、なかなか思いどおりに進んでいない部分もあると思いますが、改めて今回対象となった松原4丁目第2自治会防災会の現状について、設立のタイミング、また会員数等の規模、またふだん活動されている内容についてはどのように把握をされていますか。

(市民生活部参事兼危機管理課長) 毎年補助金の申請をしていただくのと、それからその実際の決算を提出していただきますので、自主防災会2回ほど面接をする機会があります。その中で、こちらで危機管理課で把握しています資料から判断いたしますと、設立が平成24年4月1日、会員数は165名。ふだんの活動内容につきましては、前年度の例になりますが、AEDの講習、それと防災訓練を予定しておりましたが、コロナの関係で、コロナの影響で中止ということでした。設立が平成24年4月1日、会員数165ということになります。

以上です。

(大塚) 先ほど他の委員からの質問の中で、今回は鴻巣の当選団体を決めるという抽せんを行ったということでもあります。ちなみに、この松原4丁目の第2自治会防災会ですが、この申込みというか、うちも手を挙げようというタイミングは恐らく今回が初めてではないと思うのですが、何年ぐらい前からその申請の意思があったのでしょうか。お分かりになりますか。

(休憩 お願いしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時51分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市民生活部参事兼危機管理課長) 過去の資料を点検したところ、28年度、29年度の2年間はちょっとデータがなかったために不明なのですが、

松原4丁目第2自治会自主防災会は3回目のチャレンジで、今回申請団体となりました。

以上です。

(大塚) そうしますと、確率的には高いのか低いのか、あくまでも抽せんということなので非常に判断が難しいところですが、応募すればいずれは当たるだろうということになるのでしょうか、最終的には。それに関して改めて伺いますけれども、やはり今年は32に対して1が当選数ということですが、ここ数年間、申請団体数の推移がもし分かればお伺いをいたします。

(市民生活部参事兼危機管理課長) 去年が36団体です。29、28はちょっと不明ですが、27年度が23団体、その前の平成26年度が35団体というような内容になっています。ただ、鴻巣で当選というか、推薦しても、今度県のほうの審査がありますので、必ず助成がもらえるというわけではございません。

以上です。

(金子) お伺いいたします。

まず、27ページ、プレミアム付商品券についてなのですからけれども……

(マイクの声あり)

(金子) 失礼しました。つかない。

(電源がの声あり)

(委員長) スイッチ入っている。これ、スイッチ。

(入っていますの声あり)

(金子) それでは、お伺いをいたします。

27ページ、プレミアム付商品券についてお伺いをいたします。前の委員のほうで開始時期の変更はお伺いをしまして、12月からになるということなのですからけれども、これ後ろ倒しに今回なっているのですが、逆に前倒すという考えがなかったのか。なぜお伺いするかというと、コロナの影響でプレミアム付商品券を出している自治体は何件かあるように見えます。いっぱいあるように見えまして、逆に前倒してやっている自治体というのも見受けられるのですけれども、本市があえて後ろ倒した

理由があれば教えてください。

（商工観光課長）ご指摘のとおり、前倒しにするというような考えも当然あるかと思えます。ただ、プレミアム商品券につきましては、実際商工会さんをお願いして、参加店の募集から始まりまして、印刷ですとかもろもろの準備等があります。前倒しという形になりますと、なかなか正直言ってその辺のスケジュール感が合わないというところがまず前倒しにできなかった理由になります。あわせて、今回クーポン券のほうがございますけれども、優先してそちらのほうがすぐ今回広報等に折り込んで配布というような措置を取らせていただいていますけれども、そちらのほうがすぐ準備して、すぐお出しできるというようなことで、そちらをまず優先させていただいたというようなところがございます。その次の段階として、プレミアム商品券を状況等を見ながら発行しようということで、今回30%というのも併せて検討する中で、後ろ倒しにさせていただいたというようなことでございます。

以上です。

（金子）では、販売の方法なのですけれども、先ほどご説明あったので、抽せん方式であるというところと、商工会等で販売をされるかと思うのですが、ほかの自治体とか、これはプレミアム付商品券のようなものを行っている、上尾とかで、あれが鴻巣で言う多分クーポン券になると思うのですが、ああいうのを駅とかで販売をされていて、結構売上げが伸びていたみたいなのを見たのですけれども、今回抽せんということなのですけれども、そのやり方で売上げ的には見込み数全部はけるものなのかというのをちょっとお伺いいたします。

（商工観光課長）おっしゃるとおり、上尾市さんは前は特定郵便局に委託されたのだったと思うのですけれども、そういうような形で実際販売されているところもございます。ただ、実際手数料がかなり高額のようなお話もちょっと伺う中で、商工会さんにつきましては我々の意向ですとか、動きがいいというか、その辺も含めて商工会さんに例年どおりお願いしたというのがまず一つございます。次に……何でしたっけ。ごめんなさい。あと何でしたっけ。

(何事か声あり)

(商工観光課長) 駅か。そうですね。駅で販売というような話がござい
ますけれども、当初やはり抽せんではなくて、言うなれば早い者勝ちみ
たいな形で並んでいただくというような考えもございました。コロナの
中で、当然早い者勝ちになると密ということが懸念されますので、そん
な中で公平という意味でも抽せんというような形を取らせていただいた
というところがございます。

売上げの見込みもですか。売上げの見込みということですか、最後。今
回30%というプレミアムにしたのが、例年25%だったところをさらに5
%上乘せしているというところで、15%の当初の公表の中でもかなり間
合せ実はいただいております。この中で、次30%ということになります
ので、かなり購入される方についてはインパクトがあるのかなという中
で、当初の予定、1万人対象としているのですけれども、早い段階で売
り切れるのではないのかなというような予想の中で、商工会と今協議し
ているということがございます。

以上です。

(金子) そうしましたら、広報の仕方についてお伺いします。先ほど「広
報かがやき」とかといういつものお話はあったのですけれども、多分早
い段階ではけるだろうという見込みがある中で、情報が早い方はよく広
報をお読みになっている方とかはいいと思うのですけれども、結構特に
若い世代で「広報かがやき」読んでいない世代、正直多いのを私の周り
を見ていると思うのですけれども、多分そういった世代はこういうのが
あるのがもしかしたら分からないのではないかなというところがありま
す。そういった方々に対しての広報のやり方等々、何かがあれば教えて
ください。

(商工観光課長) 大変一番難しい、皆さん、若者に周知するって大変難
しいことだと思っております。その中で、やっぱり最善の方法というの
がまずは「広報こうのす」に掲載させていただくということと、併せて
今鴻巣のほうでもツイッターですとかインスタグラムですとか、もろも
ろSNSを使った広報のほうも活動しております。そちらのほうで、で

きる限りのチャンネルを使いながら、広報させていただいて、広く若い方にも周知等されるような形で努めさせていただきたいと思っております。

以上です。

（金子）参加店舗の見込みというのを伺いたたい。先ほどほかの委員の質問で、今回プレミアムが増えているので、新しい開拓もしていくというお話があったのですが、既に15%で申し込まれている、始まっていると思うので、その件数と、大体これくらいまで店舗数になるのではないかという見込みがもしあれば教えてください。

（商工観光課長）今現在、まだちょっと正確な数字つかめていないのですが、15%の段階で150から170ぐらいだったかな、ぐらいのもう既に応募がいただいているような話は商工会からは伺っております。前回、昨年のもので参加店が355店舗ございました。今年、今回についてはそれ以上のものを参加いただけるように、先ほどちょっとお話ししましたが、専門でパートの職員の方1名、専属で雇っておりますので、その方と我々も当然一緒になりながら、さらなる参加店の募集等について図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（金子）355以上目指すというところで、ぜひいっぱい、たくさんの店舗で使えるようにしていただきたいのですが、これ多分毎回プレミアムつきとかやるときに一からもしかしたら声かけというか、すごく大変なのではないかなと思っていまして、毎年やるわけではないかもしれませんが、ある程度何年かに1回やる見込みがあるのであれば、もうこの店舗は基本的にやるものだよみたいな契約とかをしておくと効率がよくなったりするのかなと思うのですが、そういうほうが効率がいいのかどうか、どういう見解があるのかをちょっと伺いをしたいです。

（商工観光課長）そうですね。そういった方法も当然あるかとは思いますが、毎回毎回ちょっと、前回で言うと例えば25%のプレミアムでしたし、今回については30%ということで、多少条件が違うという

こと。昨年は小規模事業者と大規模の事業者、いわゆる大きなお店ですよ、ところの区別がつけられない形でやっておりました。今回については、地元の店で使える分と大きな店で使える分と分けていたりしたりする。その条件によって参加する、参加しないというような、やはりお店の方のそれなりの負担も一部生じる場所もございまして、なかなかその辺については今後の検討事項という形で回答させていただきたいと思っております。

以上です。

（金子）では、次の質問で、28ページの災害支援体制整備事業になるのですけれども、先ほどのほかの委員の質問で、基本的にこの事業ではマスク等を避難所に配備をするというところを教えていただいたので、ただやっぱり気になるのがコロナ禍における避難所での体制というのがすごく気になるところで、検温等々されると思うのですけれども、今もし例えばあした地震が起きて避難しろってなったときに、住民感情としてこのコロナ禍で密のところに行くのはちょっと嫌だなという方がもしかしたら多いのではないかなと思うのですけれども、そのために今いろいろ備えていらっしゃると思うのですけれども、市としてちゃんと対策を取って、検温とかあるのですよと、だから安心して避難して、逆に避難ちゃんとしてくださいねみたいな啓発というか、広報みたいなものを今後やっていく予定があるのかをお伺いしたいです。

（市民生活部参事兼危機管理課長）やはり災害のときにはちゅうちょなく避難していただきたいというのが前提にはあるのですけれども、やはりコロナのことが気になる、当然そういう方いらっしゃいますので、国でも県でもマルチ避難、分散避難というのを推奨しております。自宅がある程度安全であれば自宅で待機していただく、もしくは知人宅、親戚宅に避難していただく、もしくは車中泊、エアコンがついていて、なおかつ温度がそこで快適ですし、地震にも水害にもある程度対応できるかなということで車中泊も推奨しておりますので、そういったご自身でまずはどこが自分に合った避難場所なのかというのをご検討していただくような周知をしていきたいと思っております。その中で、避難所に来ない

でございますという周知はもちろんしませんので、それにはやはりいろんなお知らせの仕方をしていく必要があるかなと思っております。

以上です。

（金子）今マルチ避難のことについてこれからいろいろと動かれるのかなとは思いますが、台風シーズンに向けて、今の話って多分知らない人のほうが圧倒的に多いのかなと思ってまして、もし台風とかが起こって、実はマルチ避難だからねってそのときに言ったとしても、恐らく、いや、そんなの聞いていないよと、去年の台風があったのだから、あのときにもっと見直ししておくべきだったのではないかという議論がまた再発してしまうのかなと。なので、できれば早めにマルチ避難、今おっしゃったようなのを広報に入れるとか、そういったことが台風シーズン前にできるのかどうかというのをちょっとお伺いをしたいと思います。

（市民生活部参事兼危機管理課長）まず、広報には7月号の広報に水害に備えての記事を載せさせていただきます。ホームページやほかのSNS等を通じてやはり周知していくのも大事かなと思うのですが、マスコミでも、テレビでも新聞でも今その話題出てきますので、その辺の情報から市民の方が鴻巣市どうなっているのかなという興味を持っていただいたときに検索できる、自分の避難場所について検討していただけるというような場所というか、方法を検討していただくような情報にたどり着けるように整備していきたいと思っております。

（委員長）菅野委員に申し上げます。

関連質問ということで、簡潔な質疑を求めます。

（菅野）すみません。17ページの先ほどからの交通指導員の方ですが、私も通学指導ってできるときやっているので、ぜひ今市も努力して、今までやらなかった白いしっかりしたくいをちゃんと立ててくれているのですよね、交差点の。そこは認めるのですが、ここのように何か後でまた持ってこないとけがするなんていうのはしようがないので、こういう場所はきっちりとした柵のようなものを、やはりひばり野の入り口がそうになっていますけれども、つけてほしいと思

うのです。交通指導をする人、子どもを守るためにも、安全をもうちょっと強力にさせていただきたいと思うのです。生出塚なんかは、こういうのをしてくれています。ボクシングジムのあれ、市役所から行ったすぐのところですけども、これぐらいの白いしっかりした柱を2個つけてくれているのです。ですから、ここには何らかの手だてをさせていただきたいと思うのです。誰が答えるのだっけ。交通だから、どっち見てしゃべるのだっけ。ここでは答えられないの。

(何事か声あり)

(菅野) だって、これ言ったではない。

(ちょっと議事進行みたいのの声あり)

(菅野) 17ページの。

(委員長) では、議事進行で。

(永沼) 今の菅野委員の質問は要望になってしまうので、要望ではない言い方で質問してください。

(菅野) 事故を防ぐためにも、何らかの交通安全対策ができるかということ。

(再発防止ねの声あり)

(菅野) うん、再発防止のためにね。一生懸命やってけがしているのはしょうがない。

(市民生活部長) 菅野委員さんのおっしゃるのは、歩道に車を入ってこないようにポールを立てていただきたいのが、それができるかどうかというような話かと思うのですけれども、それにつきましては都市建設部のほうの状況になるかと思いますので、お話のほうはさせていただきたいと思えます。

以上です。

(菅野) 次は、19ページのコミュニティバスに、今度バスに何か競艇の絵を描くと……

(違う、違うの声あり)

(菅野) 何らかの宣伝を入れるんでしょう。その中に競艇の絵ではなくて文も一部載るということですよ、報告ではね。こっち。ということ

ですよね。競艇の、結局宣伝でしょう、載るということは。どうですか。

(自治振興課長) デザインは競艇の絵ではなくて、フラワー号ですから、花をイメージしたりとか、鴻巣の特徴を出しますが、ボート、競艇の絵はあくまでも補助金を入れてくれたということで、バスの隅のほうに、車体の隅のほうに都市競艇のブランドというか、ロゴが入るだけです。以上でございます。

(菅野) それはそれで分かりましたけれども、私はやはりいつも委員会の私のとき私も言って、何がしかやって、全部一個も当てないで、全部取られて帰るのですけれども、やはり競艇というのはギャンブルですよ。自転車もあればいろいろ、ボートとか4種類ぐらいあって、国でもやっていますけれども、やはり北欧の例えば福祉国家でこんなギャンブルを行政が……

(委員長) 菅野委員に申し上げます。

質疑の枠から逸脱しておりますので。

(菅野) いや、逸脱でない。いずれ競艇……

(委員長) 逸脱しているのを認めない場合は質疑を認めません。

(菅野) いや、逸脱って、競艇事業というのは見直すべきではないかということをお願いしたいわけです。

(それは部が違うの声あり)

(菅野) 部が違うの。では、取消し。何が違うのだ。政策総務しようがないでしょう。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時20分)



(開議 午後1時21分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。
ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。
これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 25ページに、コウノトリの里づくりを減額するという、二重計上したので減額するという数値が載っておりますけれども、そもそも私は減額以上に最初の一重の計上も、二重ではないのなら一重の計上もやめるべきであると思います。そもそもコウノトリの事業は荒川北流域でやりましょうと。桶川、北本、鴻巣、吉見、川島町、3市2町でやりましょうという事業なわけですよ。それをどこも手を挙げない。北本なんかは石津市長のときに三百四、五十万予算かけて、どうですかって言ったら、とてもできないよと、場所的にも。豊岡のように、野田のように海があり、山があり、そういうところではないと、広大な湿地があり、できないって破綻になっているのです。桶川や吉見とか、ほかのところはもう特別議会でも大した相談したとも聞いていないのです。今回コロナで大変お金がかかり、市民にも大変負担増の中で、2億6,379万4,000円でコウノトリのいわゆる施設を造るといいますけれども、ならば施設だけで3億数千万もさらにお金かかる分もあるわけですから、そうするとコウノトリを飛ばすまでにどれほどのお金がかかるかと。こういう事態に私はこのとり事業は見直すべきであると思います。市民の皆さんに言わせれば、駅前にあるコウノトリと市役所のこっちにあるコウノトリで、それで十分コウノトリがよく見えるよって。お金を使うのなら、市民の今のこのコロナで苦しい生活や業者の営業ができるようにとか、一番弱い立場の人々が苦しんでいる、そういうところに使うべきだという声が市民の声ですので、以上を指摘し、反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(永沼) 議案第58号 鴻巣市一般会計補正予算(第3号)について、賛成の立場で討論します。

商工費のプレミアム付商品券支援事業は、新型コロナウイルスにより経営が大変になった市内商店等の事業を支援するため、当初のプレミアム率16%から30%にし、発行冊数も4万冊とし、市民の多くの皆さんが市内商店等で買物をし、市内商店等の活気につなげられるものであります。また、花香りPR推進事業では、花卉の消費が落ち込む中、市で花卉を

購入し、学校や公共施設のイベントに活用し、花卉産業の支援をするものであります。災害支援体制整備事業では、コロナ禍に災害が発生した場合を鑑みますと、マスクや消毒液、非接触体温計を購入し、避難所の備蓄にすることは大事なことでございます。

このことから、本予算は新型コロナウイルスの影響に伴う市内商店等や花卉産業への支援事業であり、またコロナ禍にももしも災害が発生した場合のマスクや非接触体温計などの備蓄品購入による市民の命を守る予算であることから、議案第58号 鴻巣市一般会計補正予算（第3号）について賛成といたします。

（委員長）ほかに反対、または賛成の討論はありませんか。

（大塚）それでは、補正予算について賛成討論を行います。

先ほど他の委員がコウノトリの里づくり事業に関して、本来事業としてはこれではなくて違うものに充ててもいいのではないかというような意味で反対討論がありました。しかし、この事業の本質を改めてみんなで考えるべきではないかと思えます。これは、ご存じのように水辺を取り巻く環境というか、関わるどころの体系列の中で、やはり環境にかなり敏感な生物ということでコウノトリが挙げられております。今回鴻巣市がやろうとしているのは、コウノトリを育てる、飼育するための事業ではないと私は思っています。たまたま環境保全をするための一つ手段として、コウノトリが元気にそこで暮らせるような場所にするというのが目的の本筋ではないかと思えます。例えばおおむね大芦地区（P51「明用地区」に発言訂正）が中心となるわけですがけれども、例えばコロナに関する、コロナの影響によって世界的には生産活動であったり、経済活動がかなりストップをいたしました。必ずしも悪いことばかりかということ、一部にはそうでもないという報道もありました。例えばふだんは生産が過剰なゆえに大気が汚染されていたところもあつたりしたところが、生産が休んだことによって今まで見えなかった景色がよく見えるようになった、いわゆる大気の安定が図られたということですね。そういったことも報道をされております。その昔と比較をしてはなんです、本来は環境は保全されるべきであって、今回鴻巣市が何を手段として選んで環

境を守っていくかというのが一つのテーマではないかなと思います。そういう意味では、生態系の中でも環境に非常に敏感なコウノトリが安心して暮らせる場所をみんなで作っていきこうということは、大芦地区（P51「明用地区」に発言訂正）のみならず、吹上を含めた鴻巣市全体に対して環境保全という観点からは私は効果が必ずあると思っています。そういった意味で、先ほど伺いましたが、計画に遅れはないということでもありますので、引き続き前向きに検討すべきという考えから賛成討論といたします。

以上です。

（委員長）ほかに反対、または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第58号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時29分）



（開議 午後1時31分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで大塚委員より発言の訂正について申出がありましたので、許可いたします。

（大塚）先ほど補正予算の中で討論を行いました。正しく、今回計画しているコウノトリの里づくり事業の場所ではありますが、その場所は明用がその地域の地番でありますので、中身としては吹上地域ということも含めてお話ししましたが、改めまして大芦地区と言ったところを明用

地区ということでお願いをいたします。私ちゃんと「カワジマ」と言いましたので。「カワシマ」とは間違っはおりませんので。

以上です。

(委員長) ただいまの訂正の発言について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、議案第59号 令和2年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 9ページお願いいたします。歳入歳出のほうにもありますが、傷病手当金でございますが、今回、鴻巣市のコロナウイルス感染者については、昨日で新型コロナウイルスの市内での感染事例の報告で13名になりました。このような方たちは、この傷病手当は令和2年1月1日に遡って適用することができることになっておりますが、この感染者の中にこの傷病手当金支給対象者はいないのか、ちょっとその辺をお聞きしたい。把握できているのか、その点を伺います。

(国保年金課長) プライバシーに関わる問題でもありまして、感染者の詳細につきましても、本市では把握をしておりません。

(永沼) 分からないということになりますので、次に予備費の関係なのですけれども、先ほど予測できないことに対しての予備費というふうなお話でしたが、予測できないことの具体的な内容ってどのようなことがあるのか、その辺を伺います。

(国保年金課長) 調べましたところ、令和元年度と平成30年度につきましては、予備費のほうの執行はございませんでした。平成29年度に、ちょっと調べましたところ、国保運営協議会の委員報酬のほうへの1万

6,000円ほどの報酬への充用というのがございました。実は、平成29年度につきましては、平成30年度から国民健康保険のほうが広域化するということで、運営協議会のほうが、通常年三、四回ぐらいのところ、この年は6回開催をしたということで、委員さんの報酬が足らなくなってしまうということで、予備費のほうから充用をしたというようなケースがございました。

以上です。

（野本）では、59号に対して質問をいたします。

9ページに出てきます傷病手当金支給事業ですが、これは先ほどの議案第56号の予算の部分ということでよろしいのでしょうか。

（国保年金課長）はい、おっしゃるとおりです。

（野本）そうすると、56号のほうで予算措置は3名分を計算しているような答弁があったと思いますが、そういうことでよろしいのでしょうか。

（国保年金課長）はい、そのとおりでございます。本市の傷病手当金の支給対象者を3人と推計しております。また、1日当たりの支給額につきましては、国の基準上限額の3万887円としております。支給対象となる日数につきましては、発症までの平均日数や平均入院日数などを考慮しまして、12日としております。これによりまして、傷病手当金のほうが3人掛ける3万887円の12日ということで、111万2,000円となりまして、そのほか事務費として2,000円を計上しております。

以上です。

（野本）これまでコロナウイルスの対策本部のほうから情報提供で、先ほどの質問にもありましたが、現在のところ13名報告されているという中で、例えばその報告の中には30代の方とか、40代の方とか、年齢も書かれていたわけですがけれども、そうするとそういうところから予想して、3名という数字でこの予算をつくってきたのかどうか、要するにその根拠の部分は、金額を予想して、大体それで3名分というふうにしたというふうに見て計算をしているのかどうかを伺いたいと思います。

（国保年金課長）まず、計算につきましては、2月1日に埼玉県内で初めてコロナウイルスに感染した方が出まして、この予算を積算する4月

の中旬あたりまでの埼玉県内の感染者数から支給期間の終期であります今年9月末時点のまず埼玉県の感染者というのを一応推計値として出しました。その上で、県の人口に占める鴻巣市の人口の割合を掛けまして、そこになおかつ鴻巣市民の中の国民健康保険の被保険者の割合と国保の割合の中の現役世代の二十歳から65歳の割合を掛けまして3人というふうな一応推計値を出しております。

以上です。

(野本) 分かりました。そうすると、例えばその推計よりもちょっと多く出てきたということがあった場合は、先ほどの予備費とかから出せるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(国保年金課長) 予備費でなくても、ほかの保険給付費等で流用が可能というふうに考えております。

(野本) それでは、手続についてですけれども、56号とも関連してくるかとは思いますが、要は市としては個人情報で把握はできないと。申請をされた段階でそれに対応するというようなことになるわけですか。

(国保年金課長) 今委員おっしゃったとおり、こちらではどなたがコロナに感染したというのが分かりませんので、広報等を使って周知をさせていただいて、その結果、相手方から連絡があれば、その方に申請書等お送りをしてという形になるかと思えます。

以上です。

(野本) 条例のほうから見ると、支給を始めた日から起算して1年6か月間以内が支給期間ということですがけれども、申請のほうはいつまでできるということになりますか。

(国保年金課長) 申請のほうは、先ほどの56号のほうでも説明をさせていただいたのですが、要は支給の対象となる日から2年というふうな時効がありますから、その間であれば可能だというふうに考えております。

(野本) 最後に、市では把握できていないわけですがけれども、申請することによって把握されることになるということになりますが、個人情報に関する扱いについてはどのように対応されていくことになるのでしょ

うか。

(国保年金課長) 被保険者のプライバシーに配慮をいたしまして、窓口での対面の申請ではなくて、可能な限り郵送等での申請というのを推奨してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 4 4 分)



(開議 午後 1 時 4 6 分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 国民健康保険税を現在、最高限度額61万を63万に引き上げる、そして介護保険を16万を17万円に引き上げるという議案です。説明の中では自営業の人や無職の人が入っているということですよ。今日の国保税などは自営業の人などというと、ますます売上げのフェーズ、生活が大変と、コロナの影響を受けているのに、さらに追い打ちをかける増税であると思います。そして、介護保険に関しては、これから高齢者が増えふる中、さらなる負担増という、これは市側の財政調整基金などを考えて、例えばこの1年だけでも2年だけでも現料金で据え置くとか、そういう制度ができない政治ではないと思いますので、安易な引上げに反対します。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第59号 令和2年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(閉会 午後1時48分)